

# 東金税務署からのお知らせ

## 平成27年分確定申告の相談

平成27年分所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告、相談、提出は、平成28年2月16日(火)から東金商工会館に会場を開設し、受け付けます。

また、平成28年1月4日(月)から2月15日(月)までは、東金税務署には申告書の作成会場を設けていませんので、時間がかかる場合があります。

国税庁ホームページで作成し、電子申告、または郵送で提出いただくようご協力をお願いします。

### ●確定申告相談・作成会場

#### 期 間

平成28年2月16日(火)～  
3月15日(火)

※土・日曜日を除く。

#### 受付時間

午前8時30分～午後4時

※提出は午後5時まで

相談開始 午前9時～

#### と ころ

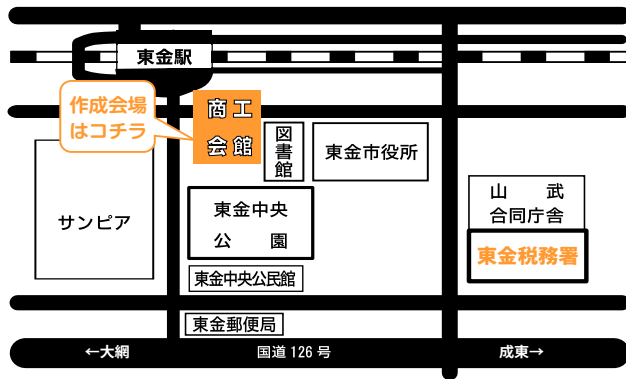
東金商工会館

(東金市東岩崎1-5)

※申告会場と税務署の駐車場は利用できません。

### ◆問い合わせ

東金税務署個人課税第一部門 ☎0475(52)3121



### 個人町民税の特別徴収に関する説明会を開催

県内全市町村では、平成28年度から個人町民税の特別徴収を徹底する取組みを推進しており、一定の例外を除き、原則全ての事業者に特別徴収を行っていただくこととなります。

特別徴収の制度等が不明な方や、特別徴収を行ったことがない事業者を対象とした説明会を、東金県税事務所と山武郡市町の合同で次のとおり開催します。

と き 12月11日(金)

午後2時30分～

#### と ころ

山武市役所 大会議室

#### 対 象

平成28年度から特別徴収を実施する予定の事業者

#### 内 容

- ①特別徴収の制度と概要
- ②特別徴収の事務手続き

### ◆問い合わせ

税務課課税班 ☎(84)1212

## 償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などを経営したり、農業を営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象です。償却資産をお持ちの方は、毎年1月末日までに申告していただく必要があります。

### 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定により損金、または必要経費に算入されるもの

- ・構築物(広告塔、アンテナなど)
- ・車両及び運搬具(貨車など)
- ・機械及び装置(ポンプ、大型特殊自動車など)
- ・工具、器具及び備品(測量工具、ロッカー、パソコンなど)
- ・船舶

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)と自動車税、軽自動車税の課税対象になっている自動車は対象となりません。

### 太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備、または10キロワット未満でも事業用の場合は償却資産となり、固定資産税の対象です。また、太陽光発電設備を設置すると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置したときはご連絡ください。

### 固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、償却資産の状況調査に取り組んでいます。償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要に応じて現地調査を行う予定ですので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212